

坂井市丸岡城観光情報センター指定管理者募集要項

施設を設置目的に沿い、住民のニーズに対応して、より効果的、効率的な管理運営を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び坂井市丸岡城観光情報センター条例（令和7年坂井市条例第2号）第13条の規定に基づき、「坂井市丸岡城観光情報センター（以下「センター」という。）」の指定管理者を次により募集します。

1. 管理物件等

(1) 管理物件

指定管理者業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、「別紙1 管理施設」と「別紙2 管理物品」とします。指定管理者は、常に良好な状態となるよう誠意を持って管理物件を管理してください。

(2) 利用者数

過去の利用人数及び使用料又は利用料金の収入実績は、「別紙3 施設の利用状況」のとおりです。

(3) 収支状況

過去の収支実績は、「別紙4 施設の収支状況」のとおりです。

(4) 法令等の規定

- ア 坂井市丸岡城観光情報センター条例、同施行規則
- イ 坂井市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例、同施行規則
- ウ 地方自治法、同施行令、同施行規則ほか行政関係法令
- エ 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法令
- オ 水道法、同施行規則、建築基準法、消防法、同施行規則、電気事業法
その他施設、設備の維持管理又は保守点検に関する法令

2. 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者は、指定期間中次の業務を行ってください。（市のみの権限に属する事項は除く。）なお、指定期間の途中でこれらの業務を自己の都合により休止し、又は中止することはできません。

- ア センターの維持管理に関する業務
- イ センターの利用の許可に関する業務
- ウ センターの利用に係る利用料金の徴収に関する業務
- エ その他、「別紙5 坂井市丸岡城観光情報センター管理運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定める業務

3. 指定管理者が行う業務の基準等

指定管理者が実施する管理運営業務の実施条件は、次に掲げるもののほか、仕様書に示すとおりとします。

- ア 関係する法令等を遵守し、適正に施設の管理運営を行うこと。
- イ センターの利用許可の承認又はその取消しの基準は、坂井市丸岡城観光情報センター条例及び同施行規則の定めるところによること。
- ウ 坂井市の施策としての事業に対し、積極的に取り組むこと。

4. 指定の期間及び会計年度

指定管理者が管理を行う期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。また、管理運営に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

5. 管理運営に要する経費

(1) 指定管理者委託料

市は施設の管理運営に対する対価として、指定管理者に対し指定管理者委託料（以下「委託料」という。）を支払います。

(2) 利用料金

- ア 地方自治法第244条の2第8項の規定により、利用料金は指定管理者が徴収し、その収入とします。
- イ センターの利用料金の額は、坂井市丸岡城観光情報センター条例で定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるものとします。

(3) 委託料の額

指定管理者は、施設の利用料金収入及び市から支払う委託料によって、指定管理に要する経費を賄うこととします。指定期間中に市が支払う委託料の額は下記に定める基準価格の範囲内とし、指定管理者より提案額を求めます。

なお、具体的な委託料については、指定管理者からの提案額に基づき指定管理者と市が協議のうえ、毎年度締結する年度協定書において、年度毎の委託料の額と支払方法を定めることとなります。

基準価格 146,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）

（令和8年度：29,300千円）

（令和9年度：29,300千円）

（令和10年度：29,300千円）

（令和11年度：29,300千円）

（令和12年度：29,300千円）

※ 基準価格を超える提案があった場合は失格となりますので、ご注意ください。ただし、基準価格の範囲内であれば、各年度の内訳金額を超える提案であっても可能とします。

(4) 委託料の額の変更

年度協定書において定めた委託料は、次のような特別な場合を除き変更はできません。

- ア 市の施策として、センターに係る業務の変更又は新たな業務の実施の必要があるとき。
- イ 事故又は自然災害、社会情勢の大幅な変化等に対応する必要があるとき。

6. 応募資格等

(1) 応募資格

県内に主たる事業所を有する法人、共同企業体、その他の団体（以下「法人等」という。）で、センターの管理を、指定期間中、継続して適正かつ確実にを行うことができる法人等とします。

(2) 共同企業体での応募

- ア 共同企業体で応募する場合は、構成団体の中の1者でも該当する欠格事項があれば、応募することはできません。
- イ 共同企業体で応募する場合は、代表する団体を定めてください。
- ウ 共同企業体を代表する団体は、県内に主たる事業所を有する法人に限ります。
- エ 共同企業体を構成する団体は、単独で応募することはできません。また、他の共同企業体の構成団体と重複することもできません。
- オ 共同企業体の構成団体の変更は認めません。ただし、市及び構成団体全員の承認がある場合には、この限りではありません。
- カ 共同企業体の構成団体において締結した、共同企業体協定書（市指定様式）の提出を求めます。
- キ 9（1）申請書類 ア 申請書類の②から⑤及び⑩、イ 付属書類の①から④までについては、構成団体ごとに提出してください。

(3) 欠格事項

次のいずれかに該当する法人等（代表者が次のいずれかに該当する法人等を含む。）は、応募することはできません。

- ア 市税等を滞納している法人等
- イ 坂井市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成18年坂井市条例第43号）第6条に該当する法人等
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定により、本市における入札の参加資格が制限されている法人等
- エ 坂井市工事請負契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止期間中の法人等
- オ 労働者災害補償保険に加入していない法人等
- カ 前各項目に掲げるもののほか、公の施設の管理者として適当でないと市長等が認める法人等

7. 指定管理者の選定に関する事項

(1) 選定スケジュール

- ア 公募の周知及び募集要項の配布
- イ 現地説明会の開催
- ウ 募集要項に関する質問の受付、回答
- エ 応募表明書類の受付
- オ 申請書類の受付
- カ 選定（候補者選定委員会の開催、書類審査、プレゼンテーション、ヒアリング）
- キ 選定結果の通知・公表
- ク 指定管理者の指定議決
- ケ 指定管理者の指定、協定締結

(2) 候補者選定委員会の開催

坂井市公の施設における指定管理者の候補者選定委員会規則に基づき、坂井市公の施設における指定管理者の候補者選定委員会を設置し、令和7年10月に候補者選定委員会を開催する予定です。なお、応募団体にはプレゼンテーションを実施していただきます。場所、日時については後日連絡します。

(3) 選定基準

選定項目については、「指定管理者の候補者選定に係る審査マニュアル」に沿って、坂井市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条及び坂井市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第4条の選定基準に基づき、施設の性格や設置目的等を踏まえて選定することとします。

・選定項目

- ア 事業計画書の内容が住民の平等利用を確保することができるものであるか。
- イ 事業計画書の内容が公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成できるものであるか。
- ウ 指定管理者が計画書に沿って管理を適正かつ確実にを行う人的能力及び物的能力を有するものであるか。
- エ その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項

・審査項目

- ア 公の施設の設置目的、市の施策、地域との連携に対する認識度
- イ 利用者の安全に対する配慮及び管理運営における公共性への認識と配慮
- ウ 管理業務の遂行に必要な資金、人材、物資の調達その他申請内容の実現可能性
- エ 所管課が設定する当該公の施設の設置目的を達成するために必要とする事項

(4) 審査の方法

候補者選定委員会において審査項目に沿って調査及び審査を行い、その結果、最も評価の高い応募団体を指定管理者候補者として市長に報告しますが、その後、最終的に市において指定管理者候補者を選定します。

(5) 選定結果

選定結果については、令和7年12月に各応募団体に文書で通知するとともに、市のホームページで公表する予定です。

(6) 指定管理候補者にかかる指定管理者の指定

令和7年12月坂井市議会（予定）の議決を得て、指定管理者に指定されます。指定管理者には、速やかに「坂井市公の施設に係る指定管理者指定通知書」を発送します。

(7) 募集して応募者がいなかった場合の対応

指定管理者を募集し、応募者がいなかった場合については、原則、募集要項及び仕様書の内容を見直したうえで、再募集するものとします。

8. 応募表明書類

応募にあたっては、以下の書類を市に提出していただきます。なお、市が必要と認める場合、追加資料の提出を求めることがあります。

(1) 応募表明書類

応募者は、次の資料及び付属書類（応募者が法人以外の団体でこれらの書類が得られないときは、これに類する書類）を提出してください。書類提出後、記載事項を変更することはできません。

ア 資料

- ① 様式第1-1号 指定管理者応募表明書
- ② 様式第2号 法人等の概要
- ③ 様式第3号 役員名簿

- イ 付属書類は、次のとおりとします。
- ① 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類
 - ② 法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書）
 - ③ 市税及び消費税（納税額等証明用・その1）の納税証明書（直近3ヵ年分）
 - ④ その他団体資料
- (2) 提出部数
原本1部、写し10部
- (3) 提出方法
坂井市役所産業政策部観光交流課まで持参、又は郵送してください。
※ 郵送の場合、書留郵便により受付期間最終日の午後5時までに必着のこと。尚、担当課は郵送事故等の責任は一切負いません。
※ F A X 及び電子メールでの提出は、認められません。
- (4) 応募表明書類受付期間
令和7年9月1日（月）から令和7年9月19日（金）まで
（ただし、土曜・日曜・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）
- (5) その他
- ア 受付期間内に応募表明書類等を提出できなければ、本申請を受付することはできません。
 - イ 応募表明書類は、辞退の場合を除き返却しません。
 - ウ 応募表明後に辞退する場合は、直ちに理由を付した書面によりその旨を届け出てください。
 - エ 応募表明書類等の記載事項に変更が生じた場合は、直ちにその旨を書面で届け出てください。
 - オ 応募表明に要する経費等は、すべて応募団体の負担とします。

9. 申請書類

申請にあたっては、以下の書類を市に提出していただきます。なお、市が必要と認める場合、追加資料の提出を求められることがあります。また、8 応募表明時に提出された書類は除くものとします。

- (1) 申請書類
- 応募者は、次の申請書類及び付属書類（応募者が法人以外の団体でこれらの書類が得られないときは、これに類する書類）を提出してください。書類提出後、記載事項を変更することはできません。
- ア 申請書類
- 申請書類等一覧表
- ① 様式第1-2号 坂井市公の施設指定管理者指定申請書
 - ② 様式第2号 法人等の概要
 - ③ 様式第3号 役員名簿
 - ④ 様式第4号 法人等の経営状況要約表（直近3ヵ年の状況）
 - ⑤ 様式第5号 類似施設等管理運営実績表（該当する場合のみ。）
 - ⑥ 様式第6号 センター指定管理者 管理運営業務計画書
 - ⑦ 様式第7号 収支計画書
 - ⑧ 様式第8号 人員配置計画表
 - ⑨ 様式第9号 指定管理者指定申請書兼委任状（共同企業体用）（該当する場合のみ。）
 - ⑩ 様式第10号 坂井市丸岡城観光情報センターの指定管理者指定申請に係る誓約書
 - ⑪ その他施設の事情により必要とされる事項
 - ⑫ 申請書類及び付属書類等を保存した記録媒体（CD-ROM等）
- イ 付属書類は、次のとおりとします。
- ① 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類
 - ② 法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書）
 - ③ 市税及び消費税（納税額等証明用・その1）の納税証明書（直近3ヵ年分）
 - ④ 損益計算書及び貸借対照表又はこれらに準じる決算書類（直近3ヵ年分）
- (2) 提出部数
原本1部、写し10部、申請書類及び付属書類等を保存した記録媒体（CD-ROM等）
- (3) 提出方法
坂井市役所産業政策部観光交流課まで持参、又は郵送してください。
※ 郵送の場合、書留郵便により受付期間最終日の午後5時までに必着のこと。尚、担当課は郵送事故等の責任は一切負いません。
※ F A X 及び電子メールでの提出は、認められません。

(4) 申請書類受付期間

令和7年9月1日(月)から令和7年9月26日(金)まで
(ただし、土曜・日曜・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで)

(5) その他

- ア 申請書類は、辞退の場合を除き返却しません。
- イ 応募後に辞退する場合は、直ちに理由を付した書面によりその旨を届け出てください。
- ウ 申請書類の提出後、申請書類の差し替え、変更はできませんが、誤字の訂正等は可能です。その場合、正誤表を添えて申請してください。
- エ 申請書類受付期間の締切日直前で、申請書類を提出する場合は、申請書類に不足がないようにしてください。不足があった場合は、受付することができません。なお、事前に提出書類の審査を求める場合は、担当課へご連絡願ください。
- オ 申請に要する経費等は、すべて応募団体の負担とします。
- カ 記録媒体については、候補者選定委員会終了後、市により適正に破棄します。

10. 質問の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

ア 受付期間

令和7年9月1日(月)から令和7年9月12日(金)まで
午前8時30分から午後5時まで(土曜・日曜・祝日を除く。)

イ 受付方法

質問書に質問事項を記載し、電子メールで提出するものとし、電話・FAX・来庁における口頭等での質問は受付ないものとする。また、電子メールを送信した後に、産業政策部観光交流課まで送信した旨の電話をすること。

ウ 質問の回答方法

質問の内容及び回答は、随時、坂井市ホームページ上で公表します。

11. 現地説明会の実施

次のとおり現地説明会を開催します。参加を希望する場合は、事前に電子メールで現地説明会申込書を提出するものとし、電話・FAX・来庁における口頭等での参加は受付ないものとする。また、電子メールを送信した後に、産業政策部観光交流課まで送信した旨の電話をすること。

なお、参加申込みがない場合、現地説明会は開催しません。

ア 開催日時

令和7年9月9日(火) 午後3時から午後4時まで

イ 開催場所

坂井市丸岡城観光情報センター 坂井市丸岡町霞町4丁目12番地
電話0776-37-3127

ウ 受付期間

令和7年9月1日(月)から令和7年9月8日(月)まで
午前8時30分から午後5時まで(土曜・日曜・祝日を除く。)

12. 無効又は失格

本募集要項中に記載しているほか、以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかった場合
- イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- エ 虚偽の内容が記載されている場合
- オ その他、候補者選定委員会で協議の結果、審査を行うにあたって不相当と認められる場合

13. 個人情報の保護と情報公開

(1) 個人情報の保護

指定管理者が管理を通じて得た個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき、管理の基準として必要な事項を定めるほか、指定管理者は公の施設の管理にあたって知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損等の事故の防止その他の個人情報の適正な

管理のために、必要な措置を講じなければならないものとします。

(2) 情報公開

指定管理者は、情報の公開に関して坂井市情報公開条例（平成18年坂井市条例第16号）及び同施行規則（平成18年坂井市規則第12号）の規定に基づき、保有する情報の公開を行うために必要な措置を講ずるよう努めることとします。また、市は指定管理者が保有する情報について開示請求があったときは、指定管理者に対して当該情報を提出するよう求めるものとし、指定管理者は速やかに応じるよう努めなければならないものとします。

公開にあたっては、応募時からその旨を示すこととするが、優良な提案を妨げることがないよう、応募団体独自の効率的かつ効果的な施設運営のノウハウ等が含まれている場合も想定されるため、事業者の競争力の保持及び積極的参入の確保という観点から、適正に判断するものとします。

14. リスク分担

市と指定管理者との間において適切にリスクを分担することで、施設管理のための費用の最小化を図るものであるため、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方に基づき、適切に設定することとします。

なお、「リスク分担の考え方」及び「管理物件の修繕に係る費用負担の考え方」のとおりとします。

15. 問合せ先

坂井市役所 産業政策部観光交流課

〒919-0592

福井県坂井市坂井町下新庄1-1

[電話] 0776-50-3155（直通）

[FAX] 0776-68-0440

[メール] kankou@city.fukui-sakai.lg.jp